各所属長 殿

岐阜県警察本部長

「青色回転灯」使用に係る取扱要領の一部改正について (通達)

自主的な防犯パトロールにおける青色回転灯の使用に関する取扱いについては、「「青色回転灯」使用に係る取扱要領」(平成26年3月18日付け生総第181号。以下「要領」という。)に基づき運用しているところであるが、このたび、警察庁と国土交通省の協議において、使用申請の要件が改正されたことに伴い、要領の一部を別添「「青色回転灯」使用に係る取扱要領(新旧対照表)」のとおり改正し、平成28年7月1日から施行することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、要領の改正後の全文を添付する。

「青色回転灯」使用に係る取扱要領

第1 趣旨

現下の厳しい犯罪情勢の下、国民の間において自主的な防犯活動の気運が高まりを見せており、民間団体、地方公共団体等から専ら地域の防犯のために自主的に行う防犯パトロール(以下「自主防犯パトロール」という。)において使用する自動車に青色回転灯を装備したいとの要望が強く寄せられているところである。このため、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。)において、「自主防犯活動用自動車」を定義するとともに、その基準が策定され、警察から青色回転灯を装備する自動車による自主防犯パトロール(以下「青色防犯パトロール」という。)を適正に行うことができる旨の証明を受けた者については、保安基準に適合した青色回転灯を装着することができるとするものである。

第2 警察の証明

- 1 警察本部長は、自主防犯パトロールを行う団体その他の組織(以下「団体」という。)であって、次の各号のいずれにも適合していると認めるものについて、青色防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明を行うことができる。
 - (1) 団体が次のいずれかに該当すること。
 - ア 県又は市町村
 - イ 知事、警察本部長、警察署長若しくは市町村長(以下「知事等」という。)から防犯活動の委嘱を受けた団体又は知事等から委嘱を受けた者により構成される団体その他の組織
 - ウ 地域安全活動を目的として設立された一般社団法人及び一般財団 法人に関する法律(平成18年法律第48号)第2条第1号の一般社団法 人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第 7号)第10条第1項の法人
 - エ 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条の2第1項の市町村長 の認可を受けた地縁による団体
 - オ アからエと同等に自主防犯パトロールを適正に行うことができる と認められる団体
 - カ アからオのいずれかから防犯活動の委託を受けた者
 - (2) 自主防犯パトロール活動の実績及び計画に照らし、継続的な自主防犯パトロールの実施が見込まれること。
 - (3) 青色防犯パトロールの講習を受講していること等から、自主防犯パトロールを実施しているときに予想される事案に対し、適切に対応できると認められること。
 - (4) 自主防犯パトロールが次に掲げる事項に反しない方法で実施されると認められること。
 - ア 青色回転灯は自動車の屋根に1個又は1体のみ装備(マグネット等による着脱容易な取付けも可能)して、使用すること。

- イ 自主防犯パトロール中以外では青色回転灯は点灯させないこと(自主防犯活動の活性化に寄与するものとして警察本部長が別途認めた場合であって、その旨を示す標章の交付を受けた場合を除く。)。
- ウ 自動車の車体に団体の名称及び自主防犯パトロール中であること を明確に表示すること。
- エ 使用する青色回転灯はその光源が点滅するものでなく回転式の構造であること。
- オ 青色回転灯を点灯させて運行する場合には、警察本部長が交付する標章を自動車の後方から見えるように掲示すること。
- カ 青色回転灯を点灯させて運行する場合には、パトロールの実施者は、 警察本部長が交付するパトロール実施者証を携行すること。
- キ 警察本部長が認めた地域以外では青色回転灯を点灯させての自主 防犯パトロールは行わないこと(自主防犯活動の活性化に寄与するものとして警察本部長が別途認めた場合であって、その旨を示す標章の 交付を受けた場合を除く。)。
- 2 1の証明を受けようとする者は、自主防犯パトロールを行う地域を管轄する警察署(当該自主防犯パトロールに係る地域が2以上の警察署の管轄にわたるときは、そのいずれかの警察署。以下同じ。)を経由して、警察本部長に証明の申請をするものとする。
- 3 申請を受けた警察署は、申請団体の適格性と申請書類に不備がないかを 確認の上、警察本部に進達するものとする。
- 4 警察本部長は、2の申請内容が1の各号に掲げる全ての要件に適合していると認めるときは、証明書を交付するとともに、申請のあった車両が青色回転灯を装備する車両であり、かつ、それを点灯させて行う自主防犯パトロール中であることを証する標章及び青色防犯パトロールを実施するものであることを証するパトロール実施者証を交付するものとする。
- 5 4の証明書の交付を受けた団体は、青色回転灯を装備しようとする自動車の使用者をして、自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所(軽自動車にあっては、軽自動車検査協会。以下「運輸支局等」という。)において、自動車検査証に「自主防犯活動用自動車」との記載を受けるものとする。
- 6 証明書を紛失したとき、又は標章若しくはパトロール実施者証を紛失し、 毀損し、若しくは汚損したときは、再交付を受けなければならない。
- 7 証明書の交付を受けた団体は、当該証明書に記載された団体の名称若しくは代表者の変更、使用自動車の変更(自動車の車種変更又はパトロール使用車両の追加若しくは削減)又はパトロール実施地域の変更を行おうとするときは、証明書及び必要な書類を添付し、警察署を経由して、警察本部長に証明書の記載事項の変更申請をしなければならない。
- 8 警察本部長は、7の申請内容が、引き続き1の各号に掲げる全ての要件 に適合していると認めるときは、当該変更を認め、証明書の変更箇所を修 正の上交付するものとする。あわせて、変更前の標章と引換えに変更箇所 を修正した新たな標章を交付するものとする。

- 9 証明書の交付を受けた団体は、証明を受けた自動車のパトロール実施者の変更を行おうとするときは、パトロールを実施しないこととなる者のパトロール実施者証を添えて、警察署を経由して、警察本部長に申請しなければならない。
- 10 警察本部長は、9の内容が、引き続き1の各号に掲げる全ての要件に適合していると認めるときは、当該変更を認めるものとする。
- 11 団体が青色回転灯を自動車に装備して行う自主防犯パトロールを実施 しなくなったときは、交付を受けた証明書、標章及びパトロール実施者証 を返納しなければならない。7により自主防犯パトロールに使用しないこ ととなる自動車については、標章を警察本部長に返納しなければならない。 これらの場合において、当該自動車の使用者は運輸支局等に自動車検査証 の5の記載の削除を申請しなければならない。

なお、警察本部長は、FAX等により当該地域を管轄する運輸支局等へ 通知するものとする。

- 12 警察本部長は、証明を受けた団体が自動車による自主防犯パトロールを停止したとき、証明の申請の内容に虚偽があったとき、当該団体が 1 (1) に該当しなくなったとき、継続的な自主防犯パトロールが行われていないと認められるとき、適切な自主防犯パトロールを継続していくことが困難であると認められるとき、当該団体が 1 (4)に違反したときその他不適切な活動を行ったときは、証明を取り消すことができる。この場合において、当該団体への証明を取り消す旨の通知をするとともに、FAX等により運輸支局等へ通知するものとする。
- 13 12の取消しの通知を受けた団体は、速やかに交付を受けた証明書、標章 及びパトロール実施者証を警察本部長に返納するとともに、使用していた 自動車の使用者は運輸支局等に自動車検査証の5の記載の削除を申請し なければならない。
- 14 運輸支局等において、自動車検査証に「自主防犯活動用自動車」と記載 された自動車につき、使用者の変更若しくは使用の本拠の位置に係る記載 事項の変更又は自動車検査証の「自主防犯活動用自動車」の記載が削除さ れたときは、警察本部長に記載事項の変更が通知される。
- 第3 自動車検査証の記載事項の変更等について
 - 1 青色回転灯を装備しようとする自動車の使用者は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。)第59条に基づく新規検査を受ける場合にあっては、警察本部長が交付する証明書の写しを提出し、申請するものとする。
 - 2 1の規定にかかわらず、既に有効な自動車検査証の交付を受けている自動車で青色回転灯を装備しようとする自動車の使用者は、警察本部長が交付する証明書の写しを提出し、運輸支局等に車両法第67条に基づく自動車検査証の記入を受けなければならない。

第4 証明書等の様式

本要領における証明書、標章及びパトロール実施者証の様式については別に定める。

附 則 (平成26年3月18日付け生総第181号) この要領は、平成26年4月1日から施行する。 附 則 (平成28年6月29日付け生総第446号) この要領は、平成28年7月1日から施行する。

	証明	申請	書				
				平成	年	月	日
	殿						
	申請[団体の名	称				
	代表	者の氏名	I				(FI)
青色回転灯を次の自	動車に装備し	て適正に	自主防	が犯パト	ロール	を実施	すること
ができる団体であるこ	との証明を受り	けたく、	必要書	装類を添	えて申	請しま	す。
団 体 名 科	;						
 	<u>1</u>						
電話番	무				(F A Σ	7)
	•				,		,
代表者氏名	l					年齢	
住	<u>Î</u>						
電話番	号				(FAX	ζ)
緊急時	手の連絡先						
□ ① 団体の区分 □ ② □ ③) 市区町村	季本部長	若しくに	は警察署	署長又に	は市区町	「村長から
□ 4 □ 5		委嘱を引動を目的	受けた 的とし	者により て設立さ	された一	一般社団	法人及び
	第1号の一般	社団法	人又は-	一般財団	引法人	, ,,,	, ,,,
	進法(平成10) 地方自治法						
	の市区町村長	の認可	を受け	た地縁し	こよる回		
8) 上記①~⑦ とができると				トロール	レを適止	に付りこ
) 上記((該当する項目	-				を受けた いては押	•

	から⑧のいずれかのす	L数字を入れる。)
青色回転灯を装備しようと	車名及び型式	
する自動車	種別及び用途 塗色	
	車体の形状	
	自動車登録番号 又は車両番号	
	車台番号	
	使用の本拠の位置	
	所有者	
	使用者	
	申請者と車両の使用者との関係	

【添付書類】

- ① 団体・青色防犯パトロールの概要(別記様式第2号)
- ② 青色防犯パトロール実施者名簿(別記様式第3号)
- ③ 誓約書(別記様式第4号)
- ④ 青色回転灯を装備する自動車の自動車検査証の写し
- ⑤ 青色回転灯の取付位置、灯火のおおむねの大きさ、形状が分かる程度の図面又は写真及び取り付ける青色回転灯の光度等が分かる資料
- ⑥ 団体の名称及び自主防犯パトロール中であることの表示について、大きさ や形状が分かる資料

- 1 青色回転灯を装備しようとする自動車の欄(塗色及び申請者と車両の使用者との関係の欄を除く。)は、自動車検査証等で確認の上、記載すること。また、未登録、未届出車の場合は自動車登録番号又は車両番号欄は空欄とすること。
- 2 青色回転灯を装備しようとする自動車が複数ある場合には、継続用紙を使用すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

団体・青色防犯パトロールの概要

	発 足 年 月	年 月
	団体の規約	□あり □なし (「あり」の場合には添付すること。)
	会 員 数	総数 人 (分からない場合には概数を記載すること。)
	主たる構成員	
団体の	会員名簿	□あり □なし (「あり」の場合には添付すること。)
の概要	主な活動内容 (複数可)	□自主防犯パトロール (□徒歩 □自動車 □その他()) □防犯広報 □危険個所点検・地域安全マップ作成 □防犯教室・講習会 □防犯指導・診断 □環境浄化 □子供保護・誘導 □乗り物盗予防 □放置自転車対策 □駐車・駐輪場警戒 □その他()
	活動状況	□毎日 □週に()回 □月に()回 □不定期
	実 施 地 域	
	実施時間帯	
青色	実施期間 (委託の場合は期間)	(委託期間 年 月 日~ 年 月 日)
防犯。	実 施 方 法	車両 台、従事者 名で実施
	パトロール計画書	□あり □なし (「あり」の場合には添付すること。)
ロールの概要	犯パトロール経験の有無	□あり(年 月~ 年 月) □なし (青色回転灯を使用しない活動の経験も含めて記載する。) ール実施地域の見取図(別添も可)

- 1 構成員の欄は、○○町町内会の有志、○○小学校に通学する児童の保護者、 ○○商店街の有志、○○警察署から委嘱を受けた防犯指導員などと記載するこ と。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

		青色防犯パトロ	ール	実施者名簿		
				平成年	. 月	日現在
【団]体の名称]		
番号	氏名	青色防犯パトロール 講習受講年月日	番号	氏名		0パトロール 受講年月日

- 1 実施者全員を記載できない場合は、この様式を継続して使用すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

誓約 書

自動車に青色回転灯を装備して自主防犯パトロールを行うに際し、下記のとおり誓約します。

記

- 1 青色回転灯は、自動車の屋根に1個又は1体のみ装備します。
- 2 青色回転灯を点灯させての運行は、自主防犯パトロールを行う場合又はデモンストレーション等で別に認められた場合に限ります。
- 3 青色回転灯を点灯させて運行する場合には、車体に、防犯団体の名称と自主 防犯パトロール中であることを明確に表示します。
- 4 青色回転灯は、その光源が点滅するものでなく、回転式の構造のものとします。
- 5 青色回転灯を点灯させて運行する場合には、警察本部長が認めたものである ことを証する標章を自動車の後方から見えるように掲示します。
- 6 実施者には、警察本部長から交付されるパトロール実施者証を携行させます。
- 7 実施する地域は、証明書に記載の地域又はデモンストレーション等で別に認められた地域に限ります。
- 8 運行に当たっては、道路運送車両法、道路交通法、道路法その他の関係法令を厳守します。
- 9 1から8までに違反した場合には、証明を取り消されても異議申立ては致しません。
- 10 車両を用いて活動中の特異な事故や紛議があった場合には、遅滞なく通報します。
- 11 自主防犯パトロールに使用する自動車の全部又は一部の使用を止める場合、証明の取消し通知を受けた場合には、標章の返還など必要な手続を行います。

平成 年 月 日

岐阜県警察本部長 殿

申請者の名称 代表者の氏名

印

- 1 誓約者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 代表者が変更となる場合には、新たな代表者が誓約書を作成すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第 号 年 月 日

証 明 書

申請者の名称 代表者の氏名 殿

岐阜県警察本部長

囙

平成 年 月 日付けで申請があった下記団体については、下記の自動車に青色回転灯を装着して適正に自主防犯パトロールを実施することができる団体であることを証明します。

記

- 1 団体の名称と所在地
- 2 代表者の住所及び氏名
- 3 団体の区分
- 4 使用自動車 車名及び型式 種別及び用途 塗色 車体の形状 自動車登録番号又は車両番号 車台番号 使用の本拠の位置 所有者 使用者 申請者と車両の使用者との関係
- 5 パトロール実施地域

- 1 この証明書は自主防犯パトロールを停止する等取消し事由が発生し、返納手続を終えるまで保管すること。
- 2 証明に係る自動車について自動車検査証の記載内容の変更を行う時には、 まず警察に証明書記載事項変更申請を行うとともに、記載内容変更後の証明 書を岐阜運輸支局等へ提示すること。
- 3 4の使用自動車が複数ある場合には、継続用紙を使用すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(表)

番号

青色回転灯装備車 (自主防犯パトロール中)

自動車登録番号又は車両番号				号		使用団体名	
パト	ロー	ル実施地	也域				
発	行	日	年	月	日	岐阜県警察本部長	印

(裏)

注意事項

- 1 この標章は、青色回転灯を自動車に装備して自主防犯パトロールを行うこと が認められた団体が表の自動車登録番号又は車両番号の自動車を使用してパト ロール実施地域において青色回転灯を点灯させて自主防犯パトロールを行う場 合に限り有効です。
- 2 この標章は、本件の目的以外には使用できません。
- 3 青色回転灯を点灯させての自主防犯パトロール中は、この標章を自動車の後 方から見えるように掲示してください。
- 4 現場において警察官等の指示があった場合は、これに従ってください。
- 5 この標章は、証明が取り消されたときや、自動車による自主防犯パトロールを止めたときには、速やかに返納してください。

備考

用紙の大きさは、日本工業規格A列5番とする。

(表)

			(1)			
		パト	ロール実	施者証	番号	
<u>氏 名</u> <u>所属団体名</u>						
パトロール実施:	地域					
発行日	年	月	日	岐阜県警察	本部長	印

(裏)

青色防犯パトロール講習受講年月日

年	月	日	確認印	年	月	日	確認印

注意事項

- 1 この実施者証は、青色防犯パトロール実施中は常に携行してください。
- 2 警察官から本実施者証の提示を求められたときは、これに従ってください。
- 3 講習受講後、3年が経過するまでに再度講習を受講してください。
- 4 青色防犯パトロールに従事しなくなるときは、速やかに返納してください。

備考

用紙の大きさは、縦5.5センチメートル、横8.5センチメートルとする。

再 交 付 申 請 書

平成 年 月 日

岐阜県警察本部長 殿

申請者の名称代表者の氏名

印

次のとおり(証明書・標章・パトロール実施者証) の再交付を受けたく、 申請します。

- 1 団体の名称及び所在地
- 2 代表者の氏名、住所及び連絡先
- 3 再交付申請の理由
- 4 (証明書・標章・パトロール実施者証)の交付年月日及び番号
- 5 使用自動車 車名及び型式 種別及び用途 塗色 車体の形状 自動車登録番号又は車両番号 車台番号 使用の本拠の位置 所有者 使用者 申請者と車両の使用者との関係
- 6 パトロール実施者

- 1 5は証明書・標章の再交付を受ける場合に、6はパトロール実施者証の再交付を受ける場合に記入すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

証明書記載事項変更申請書

平成 年 月 日

岐阜県警察本部長 殿

申請者の名称代表者の氏名

印

次のとおり、証明証の記載事項を一部変更したいので、必要書類を添えて申請 します。

証明書	い 交付年月日及び番号		
団体の)名称及び所在地		
変更内]容	【旧】	【新】
団体の)名称及び所在地		
代表者	6の住所及び氏名		
	車名及び型式		
使	種別及び用途		
	塗色		
用	車体の形状		
自	自動車登録番号 又は車両番号		
動	車台番号		
	使用の本拠の位置		
車	所有者		
	使用者		
	申請者と車両の使用者との関係		
パト	ロール実施地域		

【添付書類】

- □ 代表者変更時・・・新たに代表者となる者が作成した誓約書
- □ 使用自動車変更時・・・
 - ① 青色回転灯を装備する自動車の自動車検査証の写し
 - ② 青色回転灯の取付位置、灯火のおおむねの大きさ、形状が分かる程度の図面又は写真及び取り付ける青色回転灯の光度等が分かる資料
 - ③ 団体の名称及び自主防犯パトロール中であることの表示について、大きさや形状が分かる資料
 - ④ 使用しないこととなる自動車がある場合には当該自動車の標章
 - □ 実施地域変更時・・・パトロール実施地域の見取図

備考

用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

パ	1	ロー	ール	実施	者変	重	申	詰	書
		_	/ -	ノヘル凹		_		ΗН	

平成 年 月 日

岐阜県警察本部長 殿

申請者の名称代表者の氏名

印

次のとおり、青色回転灯を装備して行う自主防犯パトロール実施者を変更したいので申請します。

団体の名称

番号	パトロール実施者	パトロール実施者	青色防犯パトロール
	【旧】	【新】	講習受講年月日
	1		

- 1 パトロールを実施しないこととなる者は、「パトロール実施者証」を添えて 提出すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

\ <u> </u>	J. I.	
迈	納	届
<i>1</i> /~	7NY 1	/H

平成 年 月 日

岐阜県警察本部長 殿

申請者の名称代表者の氏名

印

次のとおり青色回転灯を自動車に装備した防犯パトロールを実施しなくなったので、証明書、標章及びパトロール実施者証を添えて届け出ます。

- 1 証明書番号 第 号
- 2 証明年月日 平成 年 月 日
- 3 団体の名称及び所在地
- 4 代表者の氏名及び住所
- 5 返納理由
- 6 返納する標章

枚

7 返納するパトロール実施者証

枚

- 1 証明を受けた団体が、青色防犯パトロール活動を実施しなくなる場合のみ使用すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

 第
 号

 年
 月

 日

証明取消通知書

申請者の名称

代表者の氏名 殿

岐阜県警察本部長

印

下記のとおり証明を取り消しますので、通知します。

記

- 1 証明を取り消す団体の名称及び所在地
- 2 証明書の交付年月日及び証明書番号 年 月 日 第 号
- 3 使用車両

車名及び型式

種別及び用途

塗色

車体の形状

自動車登録番号又は車両番号

車台番号

使用の本拠の位置

所有者

使用者

申請者と車両の使用者との関係

4 証明を取り消す理由

注意

岐阜運輸支局等に対し、自動車検査証の記載事項の削除申請を行うこと。

- 1 3の自動車が複数ある場合には、継続用紙を使用すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

デモンストレーション等運行実施申請書

平成 年 月 日

岐阜県警察本部長 殿

団体の名称 代表者の氏名

囙

次のとおり、自主防犯活動の活性化に寄与する活動として、青色回転灯装備車を 運行したいので、申請します。

証明書の交付年月日及び番号	
団体の名称及び所在地	
代表者の氏名、住所及び連絡先	
運 行 の 目 的	
運行する日時	
運行する場所及び当該場所を 管轄する警察署	
運行に使用する自動車登録番号 又は車両番号	
運行する自動車の基準緩和認定 年月日	

備考:用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

番号

青色回転灯装備車 (デモンストレーション運行実施中)

自動車登録番号又は車両番号

使用団体名

運行の目的

実 施 地 域

発行日 年 月 日

岐阜県警察本部長
〇 〇 警 察 署 長

印

(裏)

注意事項

- 1 この標章は、青色回転灯を自動車に装備して自主防犯パトロールを行うことが認められた団体が、表の自動車登録番号又は車両番号の自動車を使用して自主防犯活動の活性化に寄与するもの(デモンストレーション)として警察本部長が運行を認めた場合の活動に限り有効です。
- 2 この標章は、本件の目的以外には使用できません。
- 3 青色回転灯を点灯させての運行中は、自動車の後方から見えるように掲示してく ださい。
- 4 現場において警察官等の指示があった場合は、これに従ってください。
- 5 この標章は、認められた運行が終了したときには、速やかに返納してください。

備老

用紙の大きさは、日本工業規格A列5版とする。

第 号 年 月 日

(返納・取消) 連絡票

岐阜運輸支局

○○自動車検査登録事務所

担当官 殿

岐阜県警察本部長

平成 年 月 日付けで下記団体における下記の自動車について、青色回転灯を装着して自主防犯パトロールを実施することの証明を(返納・取消)したことを連絡します。

記

- 1 団体の名称と所在地
- 2 代表者の住所及び氏名
- 3 団体の区分
- 4 使用自動車 車名及び型式 種別及び用途 塗色 車体の形状 自動車登録番号又は車両番号 車台番号 使用の本拠の位置 所有者 使用者 申請者と車両の使用者との関係

備考

用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第 号年 月 日

記載事項の変更連絡票

岐阜県警察本部 生活安全総務課 御中

> 岐阜運輸支局 ○○自動車検査登録事務所 ○○軽自動車検査協会 担当 ○○

平成 年 月 日、自動車検査証の備考欄に「自主防犯活動用自動車」と記載された下記の自動車について、使用者の変更又は使用の本拠の位置に係る記載事項の変更がされ、備考欄「自主防犯活動用自動車」を削除されたことを連絡します。

記

- 1 青色防犯灯を装備した自動車を運用している団体名称 (※申請者が分かれば記載)
- 2 「自主防犯活動用自動車」と記載された年月日
- 3 自動車登録番号又は車両番号
- 4 車名、型式、車台番号
- 5 旧使用者

新使用者

6 旧の「使用の本拠の位置」

新しい「使用の本拠の位置」

備考

用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。